(五)　中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例について、対象となる法人の範囲を特定法人については常時使用する従業員の数が三〇〇人以下の法人とすることとした。（第三九条の二八関係）

(六)　特定の協同組合等の法人税率の特例について、物品供給事業における物品の範囲に電気が含まれることを明確化することとした。（第三九条の三四関係）

3　国際課税

内国法人等の外国関係会社に係る所得の課税の特例について、次の見直しを行うこととした。

(一)　一定の特定外国関係会社の範囲から除外する外国関係会社に係る収入割合要件について、その外国関係会社の事業年度に係る収入金額が零である場合には、その事業年度における収入割合要件の判定を不要とする。（第二五条の二〇、第三九条の一四の三、第三九条の一五及び第三九条の一七の二関係）

(二)　適用対象金額の計算において外国関係会社の本店所在地国の法人所得税に関する法令の規定により所得の金額を計算する場合におけるその法人所得税等の範囲から外国における各対象会計年度の国際最低課税額に対する法人税に相当する税等を除外する。（第二五条の一九の三、第二五条の二〇、第三九条の一四の三、第三九条の一五及び第三九条の一七の二関係）

4　資産課税

(一)　直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置について、非課税限度額の上乗せ措置の対象となるエネルギーの使用の合理化に著しく資する住宅用の家屋の細目を定めることとした。（第四〇条の四の二関係）

(二)　認定特別事業再編計画に基づき行う登記に対する登録免許税の税率の軽減措置について、その対象となる事業再編の範囲を定めることとした。（第四二条の六関係）

(三)　認定鉄道事業再構築実施計画に基づき行う土地又は建物を取得した場合の所有権等の移転登記に対する登録免許税の税率の軽減措置について、その対象となる土地又は建物の範囲を定めることとした。（第四三条の四関係）

5　消費課税

外国公館等に対する課税資産の譲渡等に係る免税措置の適用要件について、外国公館等による証明書の提示は、外務省が整備及び管理をする情報システムによる情報の提供をもって代えることができることとし、外国公館等による一定の事項を記載した書類の提出は、電磁的記録の提供をもって代えることができることとした。（第四五条の四関係）

6　施行期日

この政令は、一部の規定を除き、令和六年四月一日から施行することとした。

◇沖縄の復帰に伴う国税関係法令の適用の特別措置等に関する政令の一部を改正する政令（政令第一五二号）（財務省）

1　次に掲げる特例措置の適用期限を三年延長することとした。

(一)　揮発油税及び地方揮発油税の軽減措置（第七四条関係）

(二)　揮発油価格高騰時における揮発油税及び地方揮発油税の特例措置（第七四条の二関係）

2　この政令は、令和六年四月一日から施行することとした。

◇内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律施行令の一部を改正する政令（政令第一五三号）（財務省）

1　財産債務調書の提出義務の判定の基礎となる所得税の還付申告書の範囲について、令和六年分における所得税額の特別控除の実施に伴う所要の規定の整備を行うこととした。（第一二条の二関係）

2　この政令は、令和六年六月一日から施行することとした。

◇租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律施行令の一部を改正する政令（政令第一五四号）（財務省）

1　租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律の適用対象から除かれる租税特別措置法の規定の範囲の見直しを行うこととした。（第一条関係）

2　この政令は、一部の規定を除き、令和六年四月一日から施行することとした。

◇東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令の一部を改正する政令（政令第一五五号）（財務省）

1　住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除の控除額に係る特例について、住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除の改正に伴う所要の措置を講ずることとした。（第一五条の二関係）

2　東日本大震災の被災者が直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置について、非課税限度額の上乗せ措置の対象となるエネルギーの使用の合理化に著しく資する住宅用の家屋の細目を定めることとした。（第二九条の二関係）

3　この政令は、一部の規定を除き、令和六年四月一日から施行することとした。

◇復興特別所得税に関する政令の一部を改正する政令（政令第一五六号）（財務省）

1　復興特別所得税に係る関係法令の適用の特例について、所要の規定の整備を行うこととした。（第一三条関係）

2　この政令は、一部の規定を除き、令和六年六月一日から施行することとした。

◇新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令の一部を改正する政令（政令第一五七号）（財務省）

1　新型コロナウイルス感染症等によりその経営に影響を受けた事業者に対して行う特別貸付けに係る消費貸借契約書の印紙税の非課税措置の適用期限を一年延長することとした。（第八条関係）

2　この政令は、令和六年四月一日から施行することとした。

◇関税定率法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（政令第一五八号）（財務省）

1　関税定率法等の一部を改正する法律の施行に伴い、次により関係政令の整備を行うこととした。

(一)　特例輸入者による特例申告の納期限の延長において担保の提供を求める場合の命令手続を規定することとした。（関税法施行令第七条関係）

(二)　特別緊急関税制度に関し、輸入数量の算出方法について、適用年度の更新に伴う所要の規定の整備を行うこととした。（関税暫定措置法施行令第一四条関係）

2　児童福祉法の改正により同法上の児童福祉施設として新設される里親支援センターについて、給食用脱脂粉乳の軽減税率の対象から除くこととした。（関税定率法施行令第六五条関係）

3　関税割当制度の適用を受ける物品につき令和六年度の関税割当数量を規定することとした。（関税割当制度に関する政令別表関係）

4　輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社が運営する電子情報処理組織を使用して行うことができる業務の追加を行うこととした。（電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律施行令第一条及び別表関係）

5　この政令は、一部の規定を除き、令和六年四月一日から施行することとした。

◇国際関係の緊急時に特定の国を原産地とする物品に課する関税に関する政令の一部を改正する政令（政令第一五九号）（財務省）

1　国際関係の緊急時に、ロシアを原産地とする関税定率法別表に掲げる物品に対して、世界貿易機関を設立するマラケシュ協定附属書一Ａの千九百九十四年の関税及び貿易に関する一般協定による関税についての便益を与えない措置について、適用期限を一年延長することとした。（国際関係の緊急時に特定の国を原産地とする物品に課する関税に関する政令本則の表関係）

2　この政令は、令和六年四月一日から施行することとした。

◇子ども・子育て支援法施行令の一部を改正する政令（政令第一六〇号）（こども家庭庁）

1　子育てのための施設等利用給付

子ども・子育て支援法（以下「法」という。）第三〇条の四第二号に掲げる小学校就学前子どもに該当する施設等利用給付認定子ども（国（国